

SOS通信 vol. 5

～みなさんの「困った」ときに役立つ総合情報誌～

平成21年11月1日発行

発行元 杉並ワンストップ法務サポーターズ

URL <http://www.suginami-sos.net/>

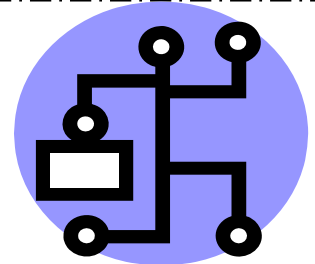
MAIL root@suginami-sos.net

ごあいさつ

つい先日まで暑いと感じていましたが、気がつけばもう11月です。今年も残すところ2ヶ月。時が経つのはとても早いものです。

さて、杉並ワンストップ法務サポーターズの今年も、様々な活動を試みてきた1年でした。毎月の無料相談会のほか、新たな試みとして異業種交流会や「起業」に関する勉強会の開催等により、多くの方との接点を持つことが出来たように思います。そして、「すぎなみ NPO 支援センター」へ任意団体登録を果たし、センター運営による「NPO フェスタ 2009」への初参加も実現させていただくことになりました。

『より身近で利用しやすい団体であること』を掲げる私たちは、様々な機会や出会いを通して、皆様のお役に立てていければと考えます。本誌で5号目となるSOS通信。本号も皆様とSOSとを結ぶ接点として、役立つ情報を発信してまいります。



杉並ワンストップ法務サポーターズ「SOS」は、みなさんの「困った！」ときにお応えする専門士業のネットワークです。「どこに頼めばよいのか…」そんなときにはSOSにご一報ください。

成年後見制度の今までとこれから

●10年目を迎えた成年後見制度●

成年後見とは、認知症等により判断能力が乏しくなった高齢者等本人に代わって財産管理と身上看護を行うものです。裁判所の後見開始の審判により、介護施設への入所契約や各種費用の支払、介護保険等の申請や確定申告等まで、後見人が本人に代わって行えるようになるものです。

成年後見は平成11年の民法改正により新たな運用として始まった制度です。今年で10年目を迎える制度の認知度もだいぶ広がっているのではないかと思います。そして、この制度は誰にでも利用する機会や可能性のある制度です。今回は成年後見制度の概要と専門家後見人から見た後見の話の記事を試みたいと思います。

●親族後見と第三者後見●

制度利用者に身近な親族がいるようであれば、その方が後見人になるのが一般的な現状でしょう。例えば、親を介護する一方で介護施設等への支払いを代行しているような場合。この場合は、後見制度を利用せずとも、子供であるという一事をもって手続きの代行が可能となることも多いと思います。実際にそのようにされているご家族も多いのではないのでしょうか。しかし、例えば金融機関等の窓口で出金や振込を行う必要があるような場合、個人情報保護法との兼ね合いで家族であっても門前払いとされてしまった経験をお持ちの方もいると思います。本人に代わって手続きをするためだけに後見制度を利用しなければならないのか！？と感じることも、情報保護の徹底化と広がる高齢化を考えれば、制度を利用するのが当たり前の世の中になる、そんな気がします。

一方、私たち専門家が後見人として選任されるのは、例えば身近に親族の方がいないようなケースが比較的多いです。この場合、例えば介護費用の支払いを判断する力が本人になれば、介護事業者が勝手に本人の財布を開けるわけにもいきません。そのような形で介護事業者や行政から就任依頼を受けることも多数あります。また身近に親族がいる家庭でも、共働きのために時間を割くことが難しいといったことから就任要請が来ることもあります。10年を迎えた今、専門家によ

る後見（第三者後見）は全体の3割まで占めてきました。

●第三者後見の今までとこれから●

では、第三者後見はこれからも増えていくのでしょうか。既に過去の言葉となった「禁治産」や「準禁治産」は、「家制度」を前提としていた旧来の民法の発想に基づくものでした。この点の見直しを含めて改正を図ったのが10年前の建前です。すなわち、現行法は第三者後見を大いに想定した創りとなっているもの。しかし現状は3割程度に過ぎず、経過年数を考えれば多いものとは言えないように感じます。これにはおそらく昔から培ってきた日本人の「家(制度)」に対する閉鎖的な心理が大きく横たわっているのではないのでしょうか。家族の世話や財産管理は家族が行うのが当たり前だ、と。

しかし、高齢化の波は待たなしです。これまでと同様にいかないことは目に見えています。そんな中で、市民後見人の養成や運用も始まっているようです。つまり、第三者後見の数は増やさざるを得ない状況なのです。そして、今よりも、より身近で利用しやすい成年後見制度とすべく、新たに制度の見直しを図ることも必要なのでしょう。

●成年後見制度を利用する際は●

私は、後見人として最も大事なことは「信頼関係」だと思います。他人の財産管理・身上看護を行うのに、大前提として踏まえることだと思います。信頼関係を築いていけそうか、第三者後見を選択する際は依頼する方との相性も重視すべきなのでしょう。

専門的な知識も要求される成年後見ではあるものの、区の相談機関や成年後見センターで手続きを教えてもらうことが可能です。親族後見を検討される方は、そのような相談機関を上手に利用するのが効果的です。また、私たちSOSでもご相談会や成年後見に関する勉強会を随時開催していきますので、是非ご活用ください。

(司法書士阿部)

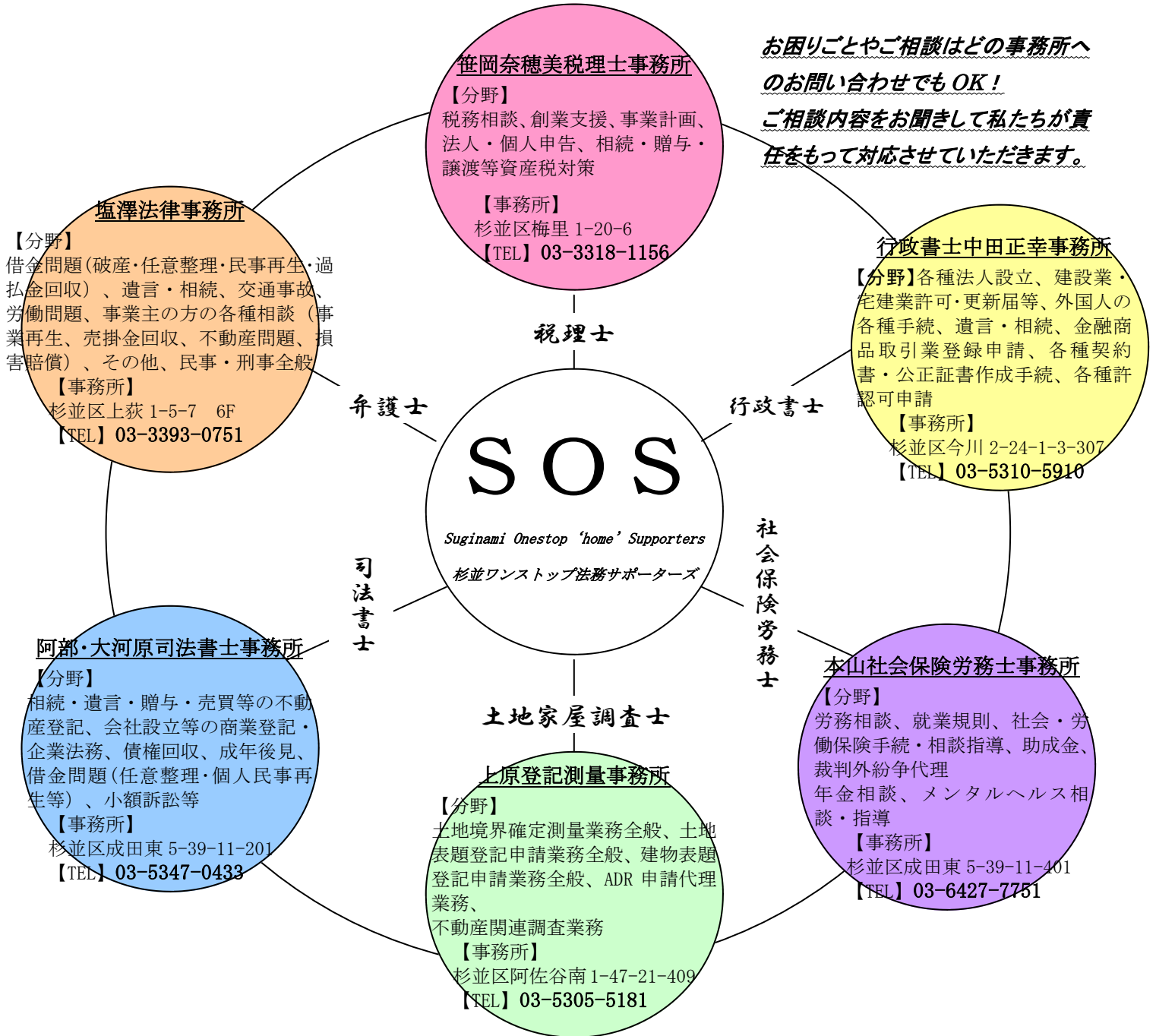
★★★★SOSのご案内★★★★

複雑化・高度化していく様々の問題の解決を図るために、私たちは士業を構成員とする会を構築しています。

私たちがこのような会の構築を行おうとしたのは、皆様方へ柔軟でよりわかりやすい「サービス」を提供できないものかと考えたことが発端です。個々に職域を持つ士業ですが、皆様方に生じた問題や手続きを解決・実行していくためには、士業間の垣根を越えたネットワークが不可欠と

なるケースが多々存在するのです。

私たちの「心がけ」は、地域の皆様への貢献、そして皆様にとって身近な存在であること。これを実現すべく、杉並区に事務所を構える弁護士・司法書士・行政書士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士が集結連携し、「杉並ワンストップ法務サポーターズ（SOS）」として様々な活動しています。



お困りごとやご相談はどの事務所へのお問い合わせでもOK!

ご相談内容をお聞きして私たちが責任をもって対応させていただきます。

～私たちSOSはこんな活動を行っています～

- ①よろず法律相談会開催・・・士業ネットワークを生かし、法律・税金・労働・雇用等の様々な問題についての無料相談会を毎月第2水曜日午後6時から8時に開催しています。
- ②勉強会・セミナーの開催・・・起業・経営・相続・労働等の勉強会・セミナーを定期的に開催しております。
- ③異業種交流会の開催・・・皆様とのご縁を大切に、身近で利用しやすい存在を目指し、交流会を開催しております。

【詳しい開催日時・場所等については、ホームページをご覧ください】

記事についてのご質問またはお問い合わせはこちら

TEL:阿部・大河原合同司法書士事務所 阿部宛

Email: root@suginami-sos.net